

第2次鳥取市補助金等適正化方針

平成28年3月

【目 次】

第1章 補助金等適正化方針策定について	
1.策定の目的	1
2.補助金事業の現状	2
第2章 補助金の評価基準	4
第3章 補助金事業の問題点	5
第4章 補助金適正化方針の推進	7
第5章 適正化方針を反映した予算要求・編成の手順	12
第6章 今後の目標	13
【参考資料】	
外部評価『イベント事業費補助金の総括について』	14

第1章 補助金等適正化方針策定について

1 策定の目的

鳥取市では、平成17年度に策定した「第4次鳥取市行財政改革実施計画に基づく補助金の整理合理化方針」に沿った取組（平成18～20年度）（以下「1次方針」という。）により、平成17年度に34億2,569万円あった補助金交付額を、平成20年度には32億6,712万円（対H17年度 95.4%、△1億5,857万円）とする一定の成果を挙げました。

しかしながら、近年の補助金交付額は40億円を超え、平成26年度は46億8,609万円と、一旦減少した平成20年度の交付額を43.4%、14億1,897万円上回る状況となっています。

加えて、平成26年12月11日には、鳥取市行財政改革推進市民委員会から、『イベント事業費補助金の総括について』の報告書が市長に提出され、補助金に係る問題点の指摘、見直しを求められました。

このような中、今後見込まれる急速な人口減少が一般的には税収・地方交付税の減少を招くと言われていることや、市町村合併により受けることができていた普通交付税の合併算定替による財政措置が平成27年度から平成32年度にわたり段階的に縮減していくことなどから、本市を取り巻く状況も厳しさを増していると言わざるを得ず、本市の行財政改革は、益々待ったなしとなっています。

私たちが将来にわたって住民福祉の維持向上を図っていくためには、今こそ、全ての事業の聖域なき見直しを図る必要があり、補助金等についても、その妥当性・有効性・効率性・公平性の視点に立った適正化を推進すべく、改めて補助金等適正化方針を策定することとしました。

整理合理化方針の取組（平成18～20年度）の効果と現状

一般会計の決算ベース

		事業数	交付額	
【取組前】	平成17年度	551件	34億2,569万円	
↓				
【取組後】	平成20年度	363件	32億6,712万円	△4.6%（対H17）
↓				
【直近実績】	平成26年度	362件	46億8,609万円	43.4%（対H20）

2. 補助金事業の現状

■補助金交付状況（平成 26 年度実績及び平成 20 年度実績比較表）

【平成 26 年度実績】

性質別区分	①区分別金額	②割合	③事業数	※③のうち						
				1	2	3	4	5	6	7
1 団体運営費補助	1,062,778,126	22.7%	61	38	42	8	30	59	13	12
2 施設運営費補助	277,083,363	5.9%	17	9	8	2	8	17	1	1
3 施設整備事業に対する補助	1,065,108,279	22.7%	32	15	12	1	7	29	1	6
4 借入金の利子等償還に対する補助	187,340,620	4.0%	39	15	33	1	28	36	11	6
5 イベント、大会等に関する補助	135,146,077	2.9%	51	46	30	1	32	50	10	2
6 その他の事業費補助	1,479,620,943	31.6%	121	70	41	8	34	118	24	13
7 個人に対する補助	479,008,451	10.2%	41	9	10	1	11	35	7	0
計	4,686,085,859	100.0%	362	202	176	22	150	344	67	40

注) ひとつの事業が複数にわたり 1～7（詳細は次ページ参照）に分類されるものであるため、「③事業数」と 1～7 の分類の合計は一致しません。

【平成 20 年度実績】

性質別区分	④区分別金額	⑤割合	⑥事業数	⑦対 20 年度金額 (①－④)	⑧対 20 年度 事業数(③－⑥)
1 団体運営費補助	884,637,629	27.1%	91	178,140,497	△30
2 施設運営費補助	58,356,538	1.8%	5	218,726,825	12
3 施設整備事業に対する補助	291,495,318	8.9%	25	773,612,961	7
4 借入金の利子等償還に対する補助	419,141,152	12.8%	46	△231,800,532	△7
5 イベント、大会等に関する補助	142,081,807	4.4%	53	△6,935,730	△2
6 その他の事業費補助	1,042,949,919	31.9%	94	436,671,024	27
7 個人に対する補助	428,458,222	13.1%	49	50,550,229	△8
計	3,267,120,585	100.0%	363	1,418,965,274	△1

【比較結果】

「借入金の利子等償還に対する補助」の交付額が減少している一方、「施設整備事業に対する補助」「その他の事業費補助」の交付額は大幅増、「施設運営費補助」「団体運営費補助」も増額となっている。

- ※③のうち
1. 補助率が 1/2 を超えている事業
 2. 補助率は設定されているがその上限額が設定されていない事業
 3. 補助金要綱に記載されている算定基準額が不明確な事業
 4. 5 年以上補助内容の見直しがされていない事業
 5. 事業の終期が設定されていない事業
 6. 補助金交付総額が 30 万円未満の事業
 7. 1 件 1,000 万円以上の補助金交付が含まれる事業

※性質別区分の概要

運営費補助	1 団体運営費補助	団体に対して運営費を対象に補助するもの
	2 施設運営費補助	公益性の高い各種施設の運営費に対するもの
事業費補助	3 施設整備事業に対する補助	社会福祉施設などの施設整備に対するもの
	4 借入金の利子等償還に対する補助	利子補給金。通常は償還が長期にわたるため、債務負担行為が成され、議会の議決を得ているもの
	5 イベント、大会等に関する補助	団体等が行なうイベントや各種大会等に対するもの
	6 その他の事業費補助	上記以外のもの
その他	7 個人に対する補助	

第2章 補助金の評価基準

補助金等の存廃を公平・公正に判断するためには、統一的な評価基準に基づき、検討することが必要であることから、次の4つの観点にそれぞれ固有の判断基準を設けることとします。

【妥当性】

- ①多くの市民(※)、広い地域(小学校区程度)に還元する活動や事業である。
- ②高い市民ニーズがある。
- ③事業の目的が希薄化・形骸化していない(惰性的に実施していない)。
- ④具体的に目標とする水準があり、その水準に到達していない。

【有効性】

- ①事業の目的・効果に緊急性が認められる。
- ②事業の成果を数値等で具体的に把握し説明できる。
- ③市が直接行うよりも成果が得られている。
- ④事業を廃止した場合、多くの市民(※)に影響がある。

※多くの市民：人口のおよそ10%とする。

【効率性】

- ①過去5年以内に算定基準等補助事業の内容を改善した。
- ②小規模補助(総額が30万円以下の補助)でない。
- ③国県が類似の補助を単独で実施していない。
- ④他部局に類似した補助制度がない。

【公平性】

- ①受益者負担がある(自主財源を確保している)。
- ②他に同じ活動をしている団体・地域等と比較して適当な補助額である。
- ③補助の対象が固定化していない。
- ④補助制度が広く認知されている。

第3章 補助金事業の問題点

平成27年6月から8月にかけて、第2章の評価基準に基づく所管課によるレビュー及び行財政改革課による各課ヒアリングを行った結果、本市の補助金等は以下のとおり仕分けられ、合わせて13項目の問題点も明らかになりました。

平成26年度補助金事業における「補助金の評価基準」適合調査結果（362事業）

No	補助金の評価基準	○	×
【妥当性】			
1	多くの市民(※)、広い地域（小学校区程度）に還元する活動や事業である。	265	97
2	高い市民ニーズがある。	317	45
3	事業の目的が希薄化・形骸化していない（惰性的に実施していない）。	346	16
4	具体的に目標とする水準があり、その水準に到達していない。	233	129
【有効性】			
1	事業の目的・効果に緊急性が認められる。	243	119
2	事業の成果を数値等で具体的に把握し説明できる。	326	36
3	市が直接行うよりも成果が得られている。	357	5
4	事業を廃止した場合、多くの市民(※)に影響がある。	247	115
【効率性】			
1	過去5年以内に算定基準等補助事業の内容を改善した。	230	132
2	小規模補助（総額が30万円以下の補助）でない。	274	88
3	国県が類似の補助を単独で実施していない。	331	31
4	他部局に類似した補助制度がない。	352	10
【公平性】			
1	受益者負担がある（自主財源を確保している）。	319	43
2	他に同じ活動をしている団体・地域等と比較して適当な補助額である。	344	18
3	補助の対象が固定化していない。	229	133
4	補助制度が広く認知されている。	248	114

注) この判定は、平成27年度（平成26年分）の行政評価として担当課が行ったものです。

【事業全体に係る問題点】

- ・事業実施に係る目標達成に至っていない。
- ・事業実施に係る具体的な目標が設定されていない。
- ・事業の目的及び効果に緊急性がなく、有効性に欠ける。
- ・仮に事業を廃止しても、広域的に影響がない（廃止の影響が限定的である）。
- ・5年以上見直しがないまま長期化している補助金が全体の36%を占めており、既得権益化、本来の目的や効果の希薄化、社会経済情勢の変化による時代性との不適合と判断される事業が散見された。
- ・補助対象自体が固定化されており、公平性に欠ける。
- ・補助制度の内容が市民全体に認知されておらず、公平性に欠ける。
- ・成果が把握・検証できない事業が散見された。
- ・目的もしくは事業内容が重複・類似している事業が散見された。

【団体運営費補助に係る問題点】

- ・補助対象経費に事業と直接の関係のない人件費や事務費などの一般管理費も含まれているため、事業自体の費用対効果及び補助額の妥当性の検証が困難な事例が散見された。
- ・補助金等の交付団体が団体運営及び事業実施とも補助金等に依存し、団体としての自主性、自立性が損なわれている。
- ・翌年度繰越金が発生する事業が散見された。

【イベント、大会等に関する補助に係る問題点】

- ・鳥取市行財政改革推進市民委員会から、外部評価『イベント事業費補助金の総括について』により、住民ボランティア・民間活力の導入、自主財源の確保、地域間の格差是正等について指摘を受けているが、この問題点の解消に至っていない。

第4章 補助金等適正化方針の推進

第3章で明らかになった結果や問題点を踏まえ、平成28年度からの3年間の適切な時期（サンセット事業や指定管理者となっている団体への運営費補助などは、サンセットの3年目又は指定管理期間の最終年度。その他については速やかに。）において、次の9つの基本方針に基づいた補助金の見直しを図ります。

1 別に定める債権管理方針と歩調を合わせ、税・料滞納者に対する補助は制限します。

補助金の財源となっている税を納めることは、日本国憲法に定められる国民の三大義務のひとつであり、この税なくしては、私たちの生活に欠くことのできないサービスの維持、拡充ができないことを踏まえて、原則として、税等の滞納者に対しては補助金等の交付を行わないこととします。なお、個人向けの教育に係るもの、医療、公衆衛生その他市民の生活に重大な影響のあるもの、生命又は財産の安全に係る緊急性を有するもの、公共の利益に供するもの、全国一律の基準による事業その他市の裁量権が一定の制限を受けるもの、市の施策上利用制限を行うことが適当でない認められるものについては、助成の内容及び滞納者の事情を十分に考慮して制限の可否を判断することとします。

2 積算基準の明確化・制度周知の強化を進めます。 (鳥取市補助金等交付規則第3条第3項に基づく)

補助金交付要綱には、必ず補助率、補助額、上限額を明記することとし、不明確な算定基準（「予算の範囲内」のみ要綱に記載されている等）は見直します。

また、「特に市長が認めた場合は」といった特認事項を設けている場合の適用は、予算規則第14条の規定に基づき、総務部長の合議を経て運用に当たっての内規を定めるか、内規を定めない場合は適用決定前に総務部長と協議することを徹底します。

なお、算定基準を明記した要綱、目的、内容等、補助金事業に係る情報はホームページ等で積極的に周知することとします。

3 地域経済状況や国策に照らして政策誘導がなお必要な場合を除き、個人や法人の資産の形成に資する補助は、原則廃止します。

景気浮揚やU J I ターン・自然エネルギー活用の促進などの動機づけとして行ってきた個人や法人の資産形成に繋がる補助は、経済がリーマンショック前の平時に戻りつつあることを理由に普通交付税の別枠加算が廃止となることや、持ち家があるなど結果的に元々資力のある者に対しての助成となっている場合が多く、公平性を欠く面があることなどを踏まえて、原則廃止します。

4 地域経済の活性化を目的とした1件1,000万円以上の大規模補助金については、補助による経済波及効果の算定を義務化します。

雇用の維持・創出や経済支援など、地域経済の活性化を目的とした大規模補助金の予算要求に当たっては、産業連関表や過去の実績を活用した経済波及効果の予測資料を提出することを義務化します。なお、予算化後は、その効果について事後検証を行います。

5 小規模補助金については運営・交付形態の見直しを検討します。

取り扱い件数の多い小規模補助については、事務の効率化を勘案し、事業の交付金化や交付先の一元化を検討します。

6 団体運営費補助については、運営費のコスト縮減を促進します。

団体運営費補助を行っている団体が、別に本市の業務を受託しようとする際の見積額が、競争相手の見積額と公平に比較できるよう、また当該補助対象団体の自立の意識を醸成し、もって団体運営に係るコスト縮減を図るため、次の(1)～(3)のとおり、運営費補助の見直しを図ります。

(1) 業務委託に必要と認められる標準経費と運営費補助を明確に仕訳します。

指名指定となる指定管理施設の指定管理料の算定は、公募と同様に、本市が指定管理に必要と認める標準的な経費とすることとし、この見直しにより指名された団体に赤字が生じる場合は暫定的に運営費補助を行うとともに、今後のコスト縮減を要請します。

(2) 自主事業や国の補助金など、本市に依存しない財源の確保を促進します。

運営費補助の算定に当たっては、本市に依存しない一定額の事業収入があるものと見なし、自主事業の実施や国の補助金などの確保を促します。

(3) 補助対象団体の財政的余裕（経常利益、繰越金等）に基づき、交付額の縮減を図ります。

以下のような財務状況に余裕がある団体に対する補助金は縮減します。

- ・団体等の補助金への依存度（収入に占める市補助金の割合）が低く、自立性が確保されている。
- ・団体等が補助金以上の内部留保資金等を恒常的に有している。

7 イベント事業補助金は同一事業へ連続して交付しないこととし、他の市域と比較して著しく公平性に欠ける補助事業は見直しを行います。

①祭り、観光イベントなど地域振興に資するもの及び地域人材や団体育成のため継続交付を要するもののうち市長が特に必要と認めるものを除き、イベント事業補助金の同一事業（同一団体、個人及び法人）への交付は、3年を超えて連続して行わないこととします。

②巻末資料1. 『イベント事業費補助金の総括について』で示されたイベント事業のあり方に関する問題点・要望事項を踏まえた、抜本的な見直しを継続検討します。

8 動機づけのための補助については、サンセット方式を徹底するとともに、早期着手のインセンティブを高めます。

【サンセット方式導入事業実績】

平成 25 年度終期：11 事業 うち継続 5、廃止 6

平成 26 年度終期： 5 事業 うち継続 2、廃止 3

平成 27 年度終期：18 事業

限られた財源をもって、目まぐるしく変化する行政課題に的確に対応していくためには、スクラップアンドビルドの徹底が必要です。このため、動機付けのために創設した補助制度については、サンセット方式（3年の終期設定）を徹底し、終期到来の際に3年間の目標達成率・成果等を検証します。

また、3年間の制度設計に当たっては、1年目、2年目、3年目と補助率や補助上限額などに差を設けることで早期着手のインセンティブを高めるなどの工夫により、補助目的の早期達成に努めます。

9 補助金交付検証に当たってはPDCAサイクルを徹底します。

サンセット方式の補助金に限らず、補助制度の見直しに当たっては、下記「補助金等見直し基準表」に基づきPDCAサイクルを徹底します。また、見直しの結果は、できる限り庁舎間における情報共有を行い、見直し内容の水平展開を図ります。

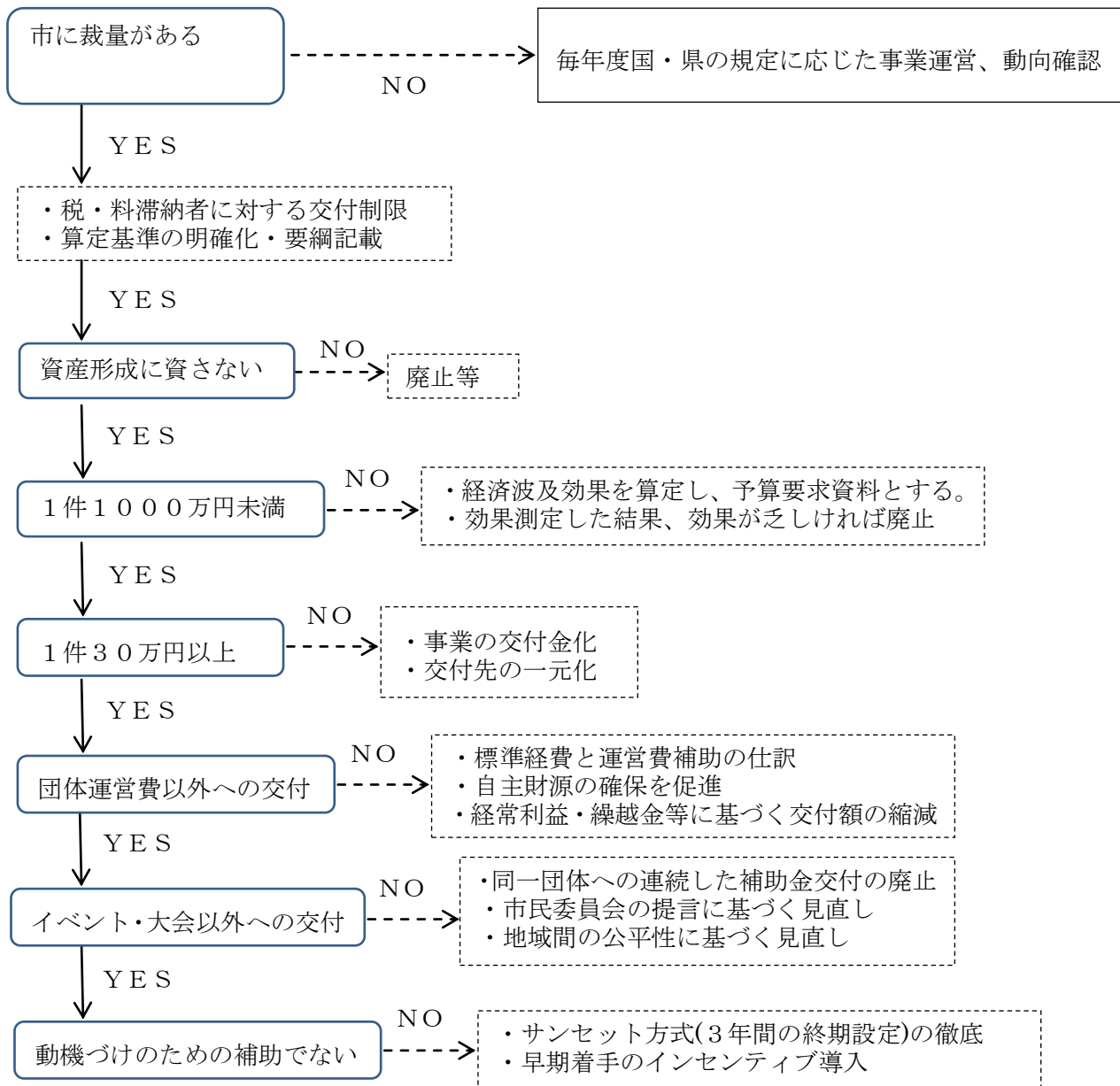
見直しの効果検証結果については、広く市民等へ公表します。

【補助金等見直し基準表】

方向	項目	見直し手法・内容
拡充・継続・縮小・廃止・休止	①検証の結果、費用対効果が極めて大きく、今後もその効果が一層期待されるもの。	拡充
	②法令等により補助等の実施が義務づけられているもの。	経費精査
	③国・県の補助金等を財源の一部とするもので、市の補助が義務的であるもの。	経費精査、国・県補助終了時は廃止
	④国・県の補助金等を財源の一部とするものであるが、実施方法等について、市の裁量があるもの。	評価基準に基づく見直し
	⑤他市町との協議により市の補助額が決定しているもの。	評価基準の視点から、他市等との協議による精査等
	⑥行政目的を達成するために、市が実施主体となりえる事務・事業を他団体が補完して実施している事業に対し補助しているもの。	評価基準に基づく見直し
	⑦上記のほか、評価基準に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。	評価基準に基づく見直し
	⑧終期が到来したもの。	見直し検討
	⑨団体運営経費に対する補助。	事業費補助への移行を図る
	⑩施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されたもの。	廃止
	⑪社会情勢等の変化により、補助の目的、内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。	廃止
	⑫補助の目的が十分に達成されないなど事業効果が乏しい又は成果が不明確なもの。	廃止
	⑬事業目的が具体的かつ明確でないもの。	廃止
	⑭団体運営費助成において、団体の実質的な繰越金等が補助額を超えるなど、団体が明らかに自立しているもの。	廃止・縮小・休止
	⑮評価基準に適合していないもの。	廃止
費目変更	①補助金等の性格になじまないもの。	実施主体の見直し、委託料、報償費等への変更
	②団体事業助成において、行政が実施主体になりえるものであり、団体が行政に代わって行っているもの、又はそういった性格を強く有しているもの。	実施主体の見直し、委託料、報償費等への変更
	③上記②に加え、補助率が10分の9～10の高率のもの。	実施主体の見直し、委託料、報償費等への変更
統合	①評価基準に適合しているが、類似の補助制度、委託事業があり、統合により費用対効果の増加や事務軽減効果等が見込めるもの。	廃止統合(補助金等とする場合は評価基準に基づく見直し)
	②専ら単一団体等に助成するもので、当該団体に対して類似の助成制度、委託事業があるもの。	廃止統合(補助金等とする場合は評価基準に基づく見直し)
その他	団体への補助のうち、補助額が30万円以下のもの。	運営形態見直し(評価基準参照)

補助金等適正化・見直し判定 YES/NO チャート（全体像）

【補助金等適正化方針】



※上記の場合であっても、検証の結果、費用対効果が極めて大きく、今後もその効果が一層期待されるもの

拡充

【補助金適正化方針に基づく進捗管理】

- ・「補助金等見直し基準表」に基づくPDCAサイクルの確立
- ・情報共有による見直し内容の水平展開

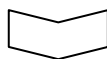
第5章 適正化方針を反映した予算要求・編成の手順

本方針は、平成28年度からの運用となりますが、基本的な考え方については、平成28年度予算編成過程でも前倒して適用します。

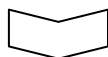
なお、個々の補助金等の見直しを実施するに当たっては、見直しの影響を受ける団体に対し、事前の説明を行います。

【補助金事業に係る今後の予算要求・編成の手順】※例年実施

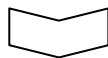
4～5月 担当課が「補助金の評価基準」及び成果検証結果を踏まえた補助金等事業の一次評価（評価シートの作成）



6～7月 事務局で一次評価内容の審査（必要に応じてヒアリング）・二次評価



8月 ・「補助金適正化方針」及び二次評価結果に基づく次年度予算に係る概算要求（サマーレビュー）
・影響を受ける団体への説明



～3月末 ・補助金見直しに伴う要綱改正
※税・料に対する交付制限及び消費税の還付を受けた場合の返還義務についても明記すること。

第6章 今後の目標

【交付する補助金額の目標削減率】

平成28年度から平成32年度の5年間で△2.5%（対26年度比）を目指します。

第1章にも記載したとおり、1次方針の実施により一時的に補助金の交付総額は削減されたものの、その後地域経済状況や国策に照らして市の政策誘導を必要とする事業が発生したことなどにより、補助金総額は増大しており、一定の削減が必要です。

このため、当面の削減目標率を、普通交付税の合併算定替の損失見込額13.1億円（平成27年度削減額4億円を除く。）の平成26年度経常収入一般財源（529.9億円）に対する割合に設定するとともに、目標年度は、合併算定替の効果が完全になくなる平成32年度とします。

【参考資料】外部評価『イベント事業費補助金の総括について』

鳥取市行財政改革推進市民委員会からイベント事業補助金について指摘されている問題点、見直しを求められている事項は以下の通りです。

【問題点】

①事業目的が不明確で、事業実態が把握できていない

参加者の人数・関心・動向が十分に把握できていないものや、開始当初に「観光振興」や「農業振興」施策として位置付けられ実施されてきたイベントの、役割が変化し、地域振興施策に特化してしまっている事例などが見受けられました。事業目的と役割が不一致では効果的に行うことはできません。

②市職員の関与度が高く、住民主体のイベントになっていない

ヒアリングの結果、市職員の関与度が高く、運営の実質的な主体が市となっているケースが見受けられました。

③費用対効果に照らして過大と思われるものや過度の支出が散見される

報償費等でボランティアやイベント参加者に対する過度の支出が見受けられました。また、費用対効果を考慮すると過大と思われる事業費の支出が一部で見受けられました。

④自主財源の確保よりも、市の補助金をあてにしたイベント運営となっている

運営を行うにあたり、自主財源の確保よりも、市の補助金をあてにした財政運営がなされていると見受けられる事業がありました。これでは、一部イベント内容の廃止等を行わない限り、新たな取り組みを行うことはできません。

⑤貴重な行政資源（財源・職員）が有効に活用されていない

類似イベントを近隣の地域や同一時期で実施していたケースが見受けられました。加えて今後は支所地域の過疎化の進行に伴い、既存の体制のままでは実施困難となるイベントが生じる事態も想定されます。

⑥他地域との公平性に課題がある

地域活性化イベントとして評価する声がある一方で、他地域と比較すると公平性に課題があり、地域間の格差是正を求める評価もありました。

【総括：見直し要望事項】

①地域の実態を把握し、事業目的の見直し

参加者の人数・関心・動向等の事業実態、地域のニーズ等を把握し、目的にあった効果が得られるよう再度検証することが大切です。その結果に合わせ、目的・手段を必要に応じて見直し、効果的な事業の実施を行うよう努めてください。

具体的には「観光イベント」は地域の枠にとらわれず、関西圏等県外の方の取り込みを視野に入れた見直しを、「地域振興イベント」は地域住民を対象に絞り地域の絆を深める等効果的な取組となるような見直しを行っていただくことを望みます。

②実施体制の見直し

活力あるイベントにするためには、まず行政に頼るのではなく、住民主体のイベントであるという認識を地元と行政で共有することが大切です。そのためには市職員の関与を極力少なくし、住民ボランティア、とくに若者や地元の商工会等の民間活力の導入に努めるなど工夫が必要です。

最終的には地域で自主運営していくことを視野に入れた次世代を見据えた実施団体の育成・指導に取り組んでいただくことを望みます。

③事業経費の見直し

ボランティアやイベント参加者に対する報償費等の過度の支出を見直す必要があります。費用対効果を考慮しながら改めて目的を達成するための事業内容、工程、経費として適当かどうか、見直しに努めてください。

なお、見直しにあたっては実施主体の住民に改善工夫の必要性を十分説明し、市と市民が一体となって改善に取り組んでいただくことを望みます。

④財政的に自立した運営への見直し

寄付金、協賛金を募ったりするとともに、参加料の見直し、販売イベント出店料を新設したりするなど、自主財源の確保に努めるとともに、市補助金の負担割合の見直しを図り、補助金に頼らない財政的に自立した運営ができるよう改善に努めてください。これにより、市の補助金をあてにせず、新規の取り組みを行うことが可能となり、イベントの活性化、ひいては地域の活性化に繋がることが考えられます。

⑤他事業・他地域・他組織との連携・統合による効果的な事業実施の検討

イベントとして継続して実施・拡充していくためには他事業・他地域・他組織と連携し実施することも必要です。

具体的には、他地域との調整による隔年、輪番による開催、同時期や類似イベントの統合、本庁と支所、近隣支所との連携・支援による実施体制の構築等で、貴重な行政資源（財源・職員）を集約し、イベントの充実を図るよう努めてください。

また、実行委員会の委員への若者の起用、大学のサークル・ボランティア団体・近隣支所の若者等と連携した開催方式の導入などを積極的に進め、活力あるイベント運営に取り組んでいただくことを望みます。

⑥地域間の不均衡是正を視点に入れた事業見直しの検討

本市は、平成26年11月に合併10年を迎えました。これを契機に、地域間の格差是正の視点を新たに取り入れ、市域全体の均衡ある発展を念頭に中長期的な視点による事業の見直しを行うことを望みます。